試験証明書発行手順書

第 1 版

発行日 2024年6月1日

発行元:試験結果証明書発行責任者

KH(株) ○○試験室

住所:〇〇市〇〇区〇〇1-1-1

TEL 012-345-6789 FAX 012-345-6789

室 長	技術管理者	
2024年6月1日	2024年6月1日	

管理番号	配布先	配布担当	配布日

(技術管理者の事前の許可なしに複写、社外の持ち出しを禁止する

目次

1.	目的	3
	適用範囲	
	責任及び権限	
	参照文書	
	実施事項	

1. 目的

本手順書は、微生物試験における試験結果及び証明書発行の手順を規定する。

2. 適用範囲

本手順書は、微生物試験に適用する。

3. 責任及び権限

試験結果及び試験証明書の発行についての責任は試験結果証明書発行責任者にある。

4. 参照文書

一般生菌数試験手順書(○-01-A)

不確かさの推定手順書(○-02)

試験結果証明書

試験結果証明書発行台帳

5. 実施事項

- (1) 試験結果の報告は、試験結果証明書の発行で行う。発行にあっては、ISO/IEC 17025:2017 (JIS Q17025:2018) 「試験所及び校正機関の能力に関する一般要求事項」、PJLAの要求事項に従う。
- (2) 試験室が実施した個々の試験結果は、正確・明瞭・客観的な試験方法に従い試験結果証明書に記載する。また、顧客から特定の指示があれば、それに従い報告し、その情報の管理を実施することを目的とする。
 - (1) 試験結果は通常、「試験結果証明書」で報告する。
 - ② 試験結果証明書(産業標準化法省令第4条)(「試験所及び校正機関の能力に関する一般要求事項5.10.3.1、5.10.3.2」)

試験結果証明書は正当な除外の理由を持つ場合を除き、個々の試験結果を証明書は少なくとも以下の情報を含む。

- a) 証明書の発行番号、頁及び発行年月日
- b) 「試験室」の名称及び住所、並びに試験結果証明書発行責任者の氏名及び押印
- c) 顧客の名称及び住所
- d) 試験品目の名称、識別、特徴及び状態
- e) 試験結果より得られた値及びその値に付随する情報
- f) 試験方法及びそれに付随する情報
- g) 試験品目の受付年月日及び試験実施年月日
- (3) 試験技術者は試験結果をエクセルに入力し、関数により計算で出た値を電卓での計算値と比較する。問題が無ければ試験結果証明書を作成し、技術管理者に試験結果 (バックデータシート)及び試験結果証明書を提出し技術管理者に評価確認をしてもらう。
 - (4) 評価確認後、不備が無ければ試験結果証明書発行責任者に提出する。万が一不備が発見された時は、試験結果を試験技術者に指示、報告する。試験技術者は、問題の内容に応じて処置を実施し、上記(2)に戻り再度実施する。
 - (5) 試験結果証明書発行責任者は、試験結果証明書の内容を評価する。不備が無けれ